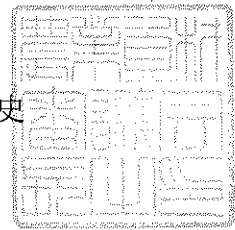


22資審第19号

平成22年12月20日

農林水産大臣 鹿野道彦 殿

農業資材審議会長 土肥一史



愛がん動物用飼料の基準及び規格の改正に関する諮問について（答申）

平成22年5月28日付け22消安第1747号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第5条第1項に基づく基準及び規格の改正について、別記により措置することは適当と認める。

(別記)

愛がん動物用飼料の基準・規格

分 類	対象とする物質等	基準・規格(案)
かび毒	デオキシニバレノール	犬:2 ppm 猫:1 ppm
重金属等	カドミウム	1 ppm
	鉛	3 ppm
	ヒ素	15 ppm
有機塩素系 化合物	BHC	0.01 ppm (α -BHC, β -BHC, γ -BHC, δ -BHCの合計量)
	DDT	0.1 ppm
	アルドリン ディルドリン	0.01 ppm (アルドリンとディルドリンの 合計量)
	エンドリン	0.01 ppm
	ヘプタクロル ヘプタクロルエポキシド	0.01 ppm (ヘプタクロル及びヘプタクロ ルエポキシドの合計量)
添加物	ソルビン酸	設定せず